

防災対策推進検討会議最終報告（H24.7.31）と大阪府地域防災計画／記述の比較 （最終報告の記述に合わせた整理）

第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組

（1）災害から生命を守るための初動体制

① 基本的な考え方

◆項目A

- ◆発災当初の72時間までの救命・救急活動を応急対応のオペレーションの中で最優先実施
- ◆災害発生時に各実施主体が迅速・効果的に対応できるよう協定締結等で関係機関の連携強化

<項目B> （予1-2・・・予防対策第1章第2節）

- ハードとソフトを組み合わせた災害に強い情報通信ネットワークの構築（予1-2）

② 情報の伝達・収集

◆項目A

- ◆機能不全となった市町村に代わる都道府県の情報収集要領を事前に具体的に制定
- ◆民間メディアからの情報収集、民間企業が保有する情報の共有、情報のトリアージ機能
- ◆地理空間情報の活用（静的情報は平時から整備・共有、動的情報は迅速収集システムの構築）

<項目B>

- 多様な手段（インターネット等）によって適切な情報を提供（応5-2）

③ 安全で確実な避難

◆項目A

- ◆災害時要援護者の避難シミュレーションの実施
- ◆警察官、消防職員等の避難支援者の行動ルールの周知徹底と訓練の実施
- ◆消防団員等の津波来襲前の避難、水門閉鎖等の自動化・遠隔操作化による操作従事者の安全確保

<項目B>

- 緊急時の避難場所と避難所を峻別して市町村が指定。これらと避難経路を地域防災計画等で明記（予3-3）
- 福祉避難所の指定と施設間の人材応援の仕組みを構築（予1-10）
- 避難に必要な移動方法を地方公共団体は避難計画等に明記（予3-3）
- 災害時要援護者の避難のための多様な主体による支援体制の整備（予1-6）
- 防災行政無線や全国瞬時警報システムの整備、警報等の伝達手段の多重化・多様化を推進（予1-2）
- 津波避難計画の策定推進、地域住民への周知徹底（予3-3）
- 津波避難は徒歩が原則。自動車による避難については、地域性を考慮した津波避難計画を策定（予3-3）

○避難行動の判断に必要な情報を確実に伝達。一連の情報伝達体制を強化（応2-1）

○住民は津波の発生を自ら想起し率先して避難行動をとるべき等、正しい避難行動を周知徹底（予3-3）

④ 救助・消火活動

◆項目A

- ◆発災後投入される現地部隊の活動を支える組織の整備、資機材・車両の確保
- ◆木造住宅密集地域での迅速な避難誘導、初期消火に対する意識の共有、消火活動のあり方検討

⑤ 救命・医療活動

◆項目A

- ◆被災地内の医療を継続させる計画を医療機関ごとに策定
- ◆災害拠点病院におけるヘリポートの整備や食料、非常電源用燃料の備蓄等の事業継続能力の充実
- ◆救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関等とDMATとの連携確保
- ◆都道府県の医療チーム等の派遣調整を行うスキームの実効性を訓練等を通じて確保
- ◆慢性疾患患者の搬送に対応できるよう、DMAT研修での教育、関係機関との合同訓練の実施

<項目B>

○被災地内外の医療機関による患者の分担等の連携方策の構築（予1-4）

⑥ 水・食料等緊急物資の提供

◆項目A

- ◆市町村における計画的備蓄の推進。市町村間の共同備蓄や備蓄の相互融通を視野に入れるべき
- ◆災害時に有用な資材・機材の確保に関する地方公共団体と事業者間の協定締結
- ◆国、地方公共団体による「プッシュ型」支援の円滑かつ確実な実施
- ◆「プッシュ型」支援を受ける自治体側の集積拠点の開設や民間事業者との役割分担等を予め決定

<項目B>

○住民の生命や最低限の生活を守り、近隣の救助・救命活動が行えるよう、備蓄を充実（予1-7）

（2）被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援

① 基本的な考え方

⇒関係法令や制度の見直し

② 避難所等における生活

◆項目 A

- ◆在宅避難者への支援物資等のサービスが行き届くよう、取組指針を策定
- ◆みなし仮設住宅への支援物資等のサービス提供

<項目 B>

- 学校施設等の構造物・非構造物の耐震化推進、電源確保等の防災機能の強化（予3-2）
- 避難所運営で男女共同参画を重視。被災者の意向把握、避難所運営の基本について指針策定（応4-2）
- 被災者自身による避難所運営に向けた、立上げ支援（応4-2）

③ 被災地への物資の円滑な供給

◆項目 A

- ◆流通在庫備蓄のあり方の再検討
- ◆支援物資の単位や荷姿等の情報を共有する調整システムの整備

<項目 B>

- 支援物資の供給に関する民間事業者等との連携、民間事業者の物流施設の活用（予1-7）

④ 広域避難

◆項目 A

- ◆災対法の改正を踏まえ、各行政主体が避難先の想定、手順のマニュアル化等を検討
- ◆各行政主体は、広域避難に係る移動方法を避難計画等に定める
- ◆広域避難者の情報を避難元の自治体へ提供する仕組みの円滑な運用・強化
- ◆情報、支援物資、サービスの提供に係る広域避難者への配慮

⑤ 住まいの確保

◆項目 A

- ◆被災者の資力やニーズを踏まえた公平で効率的・効果的な住まいの確保策を検討
- ◆災害時に応急建設された住宅が将来にわたり有効活用される方策の検討
- ◆都道府県等は平時より民間の賃貸住宅の活用に向けた空家・空室の調査を実施

⑥ 地域のつながりの維持・再生

◆項目 A

⇒該当なし

<項目 B>

- 人とのつながりを維持できる工夫、避難先でのコミュニティ形成の支援への配慮（応7-3）
- 地域の間人関係の維持について、平時から地域団体・NPO等の活動支援やリーダーを育成（予2-2）

⑦ 被災者の心のケアを含めた健康の確保

◆項目 A

◆住まいや仕事の確保、訪問による個別相談、茶話会や季節行事等、総合的に対応

⑧ 仕事の確保と産業振興等による暮らしの再生

◆項目 A

◆臨時的な雇用創出策と中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせた雇用政策の実施
◆基金等を活用した発災直後からの臨時的な雇用創出、職業訓練が必要
◆基金を活用した雇用創出事業の効果検証と今後の災害での実施を検討
◆自営業者への経営の維持・再生等の支援策の充実
◆被災地の特性を踏まえた産業振興の視点
◆被災した子どもへの心のケア、親族里親制度等の活用

<項目 B>

○農林水産業、中小企業等への経営の維持・再生等の支援策の充実（復旧一3，4）
○被災した子どもの就学支援（応7-4）

⑨ 災害時要援護者対策

◆項目 A

⇒該当なし

<項目 B>

○福祉施設職員等の応援体制が整っている避難所を用意（予1-10）

⑩ 男女共同参画の視点

◆項目 A

◆震災時における男女共同参画の視点から、必要な対策・対応を取りまとめ、周知
◆自治体の防災の意思決定、避難所、応急仮設住宅等の意思決定の場における男女共同参画の推進

⑪ 被災者を支える基盤づくり

◆項目 A

◆自治体において被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、仕組みの整備を推進
◆住民による避難所の運営主体を予め組織しておくことの検討
◆家屋被害認定の担当者研修の機会を拡大。家屋被害認定者の認証・登録について検討

<項目 B>

○被災者情報を一元的に管理するシステム等の活用を平常時から検討（予1-1）

(3) ライフライン等の被害からの早期回復

① ライフライン、公共施設等の復旧

◆項目 A

- ◆ライフライン管理者は、設計基準を見直し、迅速な復旧のためのマニュアルの整備等を早急を実施
- ◆交通インフラ、海岸堤防等の防災施設については、応急復旧を可能とする計画を平時から準備
- ◆応急復旧のための国と自治体間の連携体制の整備、企業等との災害協定の締結を推進

<項目 B>

- 自治体の技術系職員の減少を踏まえ、国と自治体の連携、自治体間の連携を推進（予1-1）

② 災害廃棄物対策

◆項目 A

- ◆予想される災害廃棄物を見積もり、被災地内の仮置場を予め選定

第2節 災害発生時対応に向けた備えの強化

(1) 災害時即応体制の充実・強化

① 基本的な考え方

◆項目 A

- ◆大災害における多数の行方不明者の捜索が長期化することを想定し、対応のあり方を検討

<項目 B>

- 入手可能な情報を分類し、共通の地図に記述するなど、災害対応従事者間で情報を共有（応1-1）
- フェーズごとの災害応急対策の事前想定、訓練を通じた対策の見直し、職員の能力向上（予1-1）

② 各主体が連携した体制整備

◆項目 A

- ◆災害対応を行う各主体（国、自治体、NPO等）の能力、特性を踏まえた役割分担

<項目 B>

- 各自治体間で応援・受援の具体的方策を構築。国と自治体の調整に関する方策を構築（予1-1）
- 民間事業者への委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結（予1-7）

③ 国における体制整備

⇒国の検討事項

④ 地方公共団体における体制整備

◆項目A

- ◆広域応援を可能とする災害対応業務のプログラム化、標準化を推進
- ◆緊急時に外部の専門家や過去の経験者の意見を聞けるような仕組みを平素から構築
- ◆自治体では、発災後の業務処理のために、OBの活用、任期付き雇用等の人材確保策を予め用意

<項目B>

- 災害発生時の基本的対応のチェックリスト化など、対応体制を確立（予1-1）
- 自治体の業務継続のための代替拠点の確保、首長等の代理の確保、重要情報のバックアップ等（予1-1）
- 自治体等は地域防災計画等に受援計画を位置付け、具体的手法も記述し、相互応援体制を確立（予1-1）
- 防災計画等に被災地域外の後方支援基地を位置付ける（予1-1）

⑤ 情報の収集・伝達のための体制・基盤の整備

◆項目A

- ◆通信事業者による通信設備の被災対策、基幹的設備の地理的分散等の取組推進
- ◆自治体は、情報処理の人材確保のために、外部の情報処理チームと協定締結による受入れを検討
- ◆孤立集落対策として、衛星携帯電話、防災行政無線の充実等により通信手段を確保

<項目B>

- 通信ルートの二重化、通信手段の多様化・高度化、非常用電源の確保等を推進（予1-2）

⑥ 誘導事象への対応

◆項目A

- ◆複合災害に備えた防災計画の見直し
- ◆後発災害に備えたリソースの適正配分、外部からの支援を早期に手厚く要請
- ◆様々な複合災害を想定した机上訓練。合同災害対策本部の立上げ等の実践的訓練

<項目B>

- 治安維持が当面第一優先となる事態への備え。避難所等での警戒、初動捜査を行う体制の整備（応8-4）
- 避難所等における警戒・警ら、事件発生時の初動捜査等を行う体制の整備（応8-4）

(2) 自然災害による国家的な「緊急事態」への対応のあり方

- ① 基本的な考え方
 - ② 自然災害による国家的な「緊急事態」での国家としての緊急措置の範囲等
 - ③ 自然災害による国家的な「緊急事態」での国と地方のあり方
- } 国の検討事項

第3節 災害発生時対応に向けた備えの強化

(1) 防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働

① 防災の基本理念の明確化

◆項目A

- ◆防災の基本理念の整理
- ◆被害をできるだけ最小化する考え方（減災）、多様な主体の協働のあり方等
- ◆自助、共助、公助、それぞれの理念や役割。公助の重要性と限界

② 「自助・共助」と多様な主体の協働

◆項目A

- ◆行政と民間企業や団体との協働による災害対応のために、協定締結を促進

<項目B>

- 「自助」を促すための取組みと「共助」を促すための取組みを推進（予2-1, 3-1）
- ボランティア活動従事団体への受け入れ体制の整備、安全確保、被災者ニーズ等の情報提供（応7-5）
- 自主防災組織など民間団体や防災活動のリーダーの育成（予2-2）
- 企業のBCP策定・改善を促進する支援制度。行政と企業のBCPの整合性を向上（予2-4）

(2) 災害文化の継承・発展

① 防災教育・学習、教訓の伝承

◆項目A

- ◆防災リーダー育成のために、教職員や学校長経験者等を活用
- ◆想定を越える大規模災害が発生する可能性があることについての理解を深める

<項目B>

- 自らの判断力、行動力を培う教育を学校、家庭、地域、職場で実施。想定を超える災害への理解（予2-1）
- 地域での防災教育の充実。消防団、水防団、地域の専門家の活用（予2-2）
- 自治体職員が円滑に災害対応を行えるよう教育を推進（予1-1）
- 災害事例や災害の教訓・伝承を記録に残し、防災教育などに広く活用（予2-1）

② 防災訓練の充実・強化

◆項目A

- ◆BCPの実効性を検証できるような訓練の実施
- ◆災害を経験した首長・社長の体験談を聞く研修等の実施

<項目B>

- 多数の機関が参画する協議会等を活用した地域ブロック単位の訓練の実施（予1-1）

(3) 災害に強い国土・地域・まちの構築

◆項目A

- ◆国土保全施設は計画を上回る災害に対しても壊れない、壊れる場合でも粘り強い構造が必要
- ◆超高層建築物の長周期地震動に係る対策の推進、設計基準の見直し、情報提供のあり方の確立
- ◆津波対策について、避難路沿いの建築物の耐震化や自動車、船舶等の漂流物対策を行う

<項目B>

- 治山、海岸等国土保全施設の整備や社会資本の維持管理。これら施設の耐震診断・耐震改修（予3-2）
- 道路ネットワークの強化、複数軸のインフラ整備、鉄道施設の耐震化、耐震強化岸壁の整備等（予1-5、予3-2）
- 地域の災害リスクに十分対応した都市計画や土地利用計画を策定（予3-1）
- 建築物やライフライン等の構造物の耐震化、非構造物の脱落防止、家具の転倒防止の推進（予3-1、3-2等）
- 液状化については、危険性の周知、地盤のデータベースの充実等とこれらを踏まえた対策推進（予3-1、3-2）
- 津波対策については、ハード・ソフトを総動員する「多重防御」による地域づくりを推進（予3-3）

(4) 最新の科学的知見を反映した防災対策

⇒国の検討事項、学術的な検討事項、火山災害対策

第4節 迅速かつ円滑な復興への取組

◆項目A

- ◆被災者や支援団体による対策協議の場や行政への提言機関の設置を図る
- ◆平常時から復興段階に必要な施策の検討、事業実施の手順等を整理し、計画的復興に備える
- ◆各分野での必要なものを興隆させ、より優れた状態とする「よりよい復興」の実現を目指す

第5節 国の総力を挙げた取組体制の確立

⇒制度創設ほか